建築東京
TOKYO SOCIETY OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS
Vol. 56 | No. 663
2020
01

CONTENTS

01 オープン・カフェ
近角 真一
本会会長新年のあいさつ
“建築物の総合的な専門家としての役割を果たす”ことを目指して
02 東京物語
岡山 理香
“谷崎潤一郎”
06 保存再生学講座
田原 幸夫
保存再生デザイン特論（1）
（第9回／全12回）
08 建築を斬る 37
五十嵐 太郎
窓展で紹介された建築家のドローイング
10 CPD技術講座
安井 順一
東京の都市づくり
都心の機能更新①
-都市再生緊急整備地域の創設
（第10回／全12回）
11 インフォメーション
16 編集後記／執筆者紹介

＜広告目次＞
表2／建築資料研究社
株式会社東京バススタイル
浜新硝子株式会社
日本ベルックス株式会社
SANEI株式会社
表4／総合資格学院

本会会長新年のあいさつ

“建築物の総合的な専門家としての役割を果たす”ことを目指して

近角 真一

東京建築士会の会員の皆様、新年　明けましておめでとうございます。建築士の新しい試験制度がいよいよ今年から発足し、学歴要件さえ満たしていれば実務経験無しでもすぐ受験ができることになったので、若い受験生が増えるのではと大いに期待を寄せています。

学科そして製図の2段階の試験に合格したのちに、実務経験の内容と期間（試験の前後の通算）を申告し、審査基準を満足すれば建築士登録が出来ることになりました。また実務経験の対象範囲の拡大が図られ、例えば建築士事務所における建築物に関する調査又は評価に関する実務、行政機関における建築・住宅・都市計画行政に関する実務、教育機関における建築教育・研究・開発及びそのほかの業務などがカウントできる実務経験となりました。

この改革は極めて大きなもので、国では耐震偽装問題を受けてこの10年間、建築士資格を「設計と工事監理」の範囲に厳格化するという施策が取られてきましたが、近年の建築士を取り巻く環境の変化を受けて「建築士は単に設計・工事監理を行うだけでなく**建築物の総合的な専門家**としての役割を果たすことが求められています」（国土交通省パンフレット）と、大きく方向転換が図られたわけです。

建築士会が取り組んできた環境、防災、まちづくり、バリアフリー、ストック等の公益的な実践活動を担う人材確保の面からも歓迎すべき転換だと思います。大組織内の調査機関、国や自治体等の行政機関、大学その他の教育機関との協働・連携に関しても大いなる追い風になると思います。

昨年10月13日の建築士の製図試験日の前夜に本土上陸した台風19号が東日本各地の河川で洪水氾濫を引き起こし、東京でも多摩川水系の本支流域で大規模な浸水被害をもたらし、本会試験会場の一つである東京都市大学世田谷キャンパスも被災し、試験の中止・延期を余儀なくされました。

地球環境温暖化の影響から海上でかってない規模にまで成長し来襲する台風による風水害への備えは、今までの設計基準では決して十分では無く、大幅な見直しが必要です。特に水害については、戦後数十年間にわたる大規模な治水事業によって、都市インフラ的には完全に抑え込めていると過信していたわけですが、降雨量の原単位から見直す必要が出てきたと思われます。

浸水被害を例にとると、住いや暮しの安心安全を守る建築士の役割を考えると、都市インフラの整備が完全に終了するまでは浸水被害には為すすべがないという訳には行きません。浸水に強い基礎工法、外壁構法、開口部構法の研究・開発・普及に取り組まなければならないし、浸水してしまった家屋の復旧工事の手順や概算費用について被災者にアドバイスできる知識を身に付けなければなりません。

今、建築士会連合会内に災害対策特別委員会ができて、全国の建築士会から、浸水被害及び復旧工事の事例の収集が始まった所です。建設会社・ハウスメーカー・設計事務所・行政・大学の建築士が協力して期待される「建築士の役割」が果たせるよう、当会としても協働したいと考えています。